

河内長野市産前産後ヘルパー事業



＜家事＞ サポートできること・できないこと 一覧

※原則として、室内で日常的に行う家事が対象です。

家事サポート	○できる(例)	×できない(例)	備考
①居室等の そうじ・整理整頓	・リビング、寝室、台所等の簡易なそうじ(そうじ機、床拭き程度) ・新聞、雑誌等の簡易な片付け ・トイレ、風呂、洗面所等の簡易なそうじ ・玄関、ベランダの簡易なそうじ	・ガスコンロ、シンク、窓等のそうじ ・エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸等のそうじ ・普段使っていない部屋のそうじ ・床のワックスかけ ・浴室のカビ取り ・季節の衣替え ・庭のそうじ(せんてい、草むしり、広範囲の水やり) ・引っ越しの手伝い	日常的に利用者が担っている範囲でのそうじであれば可能です。
②衣類の洗濯・補修	・おむつの洗濯(手洗い) ・洗濯機を回す ・洗濯物を干す ・洗濯物をたたむ ・たんす等への片付け ・アイロンかけ ・さいほう(ボタンつけ等)	・毎日使用しないものの洗濯 ・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテンや毛布等、大型布類の洗濯、セーターの手洗い等) ・大量のアイロンかけ	(日常的に利用者が担っている範囲で)同居家族分もサポート対象です。
③食事の準備・ 後片づけ	・1食分でおかずは2品程度 ・(離乳食を含む)調理(下ごしらえ、味つけ) ・配膳 ・片付け ・テーブルふき	・翌日の分や、大量の食事の作り置き ・料理本等のレシピ通りの料理や、特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) ・来客の応接(飲み物や食事の手配等)	(日常的に申請者が担っている範囲で)同居家族分もサポート対象です。
④生活必需品の 買い物	・近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材、日用品の買い物	・ストック品の購入、まとめ買い ・銘柄や遠方の店舗指定の買い出し ・出産祝い等のお返しの買い物 ・家具、電気器具等の購入 ・その他、生活必需品以外の買い物	買い物等の費用は利用者負担となります。
⑤手続き・支払い等	・市役所への申請等 ・郵便局、ポストへの郵便物の持ち込み ・金融機関への振り込み、引き出し等 ・公共料金等の支払い		利用者が同伴の場合に限ります。
⑥その他必要な 家事サポート	・ふとん干し ・シーツ交換 ・日常のゴミ出し ・おもちゃの片付け	・自動車の給油、洗車、そうじ ・ペットの世話 ・ゴミ出しやゴミ当番(粗大ゴミ、ゴミの分別) ・家の室内外の修理、修繕(ペンキぬり家具の移動、部屋の模様替え等) ・自営業の仕事の手伝い ・クリーニング店への受け渡し ・薬の受け取り、医療行為 ・通院や入院時の付き添い	

<育児> サポートできること・できないこと 一覧



※原則として、室内で行う育児支援が対象です。対象の「乳児」は1歳までの子どもです。

育児サポート	○できる(例)	×できない(例)	備考
①授乳サポート	- 湯わかし、ポット等への移しかえ - 粉ミルクの調合 - 哺乳びんの洗浄、煮沸、煮沸後の片付け	乳児にミルクを与える(授乳の手伝いは可)	
②おむつ交換	おむつ交換		
③沐浴サポート	- ベビーバスの用意、片付け - 乳児の受け取り、ふき取り、着替え等	乳児を風呂に入れる(沐浴サポートは可)	
④育児環境の整備	- ベビー布団の用意・片付け - ベビー布団を干す - エアコンの温度調節 - 窓開け、カーテンによる室温調整		
⑤きょうだい児の遊び相手	- きょうだい児の食事、着替え等の身の回りの世話 - きょうだい児の園等への送迎	産前産後ヘルパーと子どもだけの外出	利用者が同伴の場合に限り ます
⑥付き添い	- 子ども連れでの買い物、散歩、乳児の健診、予防接種の付き添い - 病院の付き添い(産前産後ヘルパーとの現地待ち合わせ可)	保護者の医療機関受診、冠婚葬祭等の付き添い	利用者が同伴の場合に限り ます (産前産後ヘルパーが公共交通機関を利用した費用は、利用者負担となります)
⑦その他必要な育児サポート	- 乳児の着替え - 乳児を抱っこする - 利用者の話相手	- 乳児に食事を与える - ベビーベッド、乳児用玩具の組み立てや取り付け - 乳児との留守番 - 薬を飲ませる	



<問合せ>

河内長野市立 子ども・子育て総合センターあいっく

河内長野市本町24-1 ノバティながの北館5階

TEL 0721-50-4664